

「認定の基準」についての分野別指針
－GAP 及び GAP 運用農場で生産された農産物－
－ ASIAGAP －

JAB PD369 : 2023

第 1 版 : 2023 年 01 月 06 日

公益財団法人 日本適合性認定協会

目次

0. 序文	3
1. 適用範囲	3
1.1. 一般	3
1.2. 認証対象製品	3
1.3. 認証基準	4
1.4. 認定範囲	4
2. 引用文書	4
3. 用語と定義	5
4. 一般要求事項	5
4.1. 法的及び契約上の事項	5
4.2. 公平性のマネジメント	5
4.3. 債務及び財務	5
4.4. 非差別的条件	6
4.5. 機密保持	6
4.6. 情報の公開	6
5. 組織運営機構に関する要求事項	6
5.1. 組織構造及びトップマネジメント	6
5.2. 公平性確保のメカニズム	6
6. 資源に関する要求事項	6
6.1. 認証機関の要員	6
6.2. 評価のための資源	8
7. プロセス要求事項	8
7.1. 一般	8
7.2. 申請	9
7.3. 申請のレビュー	10
7.4. 評価	10
7.5. 評価結果のレビュー	12
7.6. 認証の決定	12
7.7. 認証文書	13
7.8. 認証された製品の登録簿	13
7.9. サーベイランス	14
7.10. 認証に影響を与える変更	14
7.11. 認証の終了、範囲の縮小、一時停止又は取消し	15
7.12. 記録	15
7.13. 苦情及び異議申立て	15
8. マネジメントシステム要求事項	15
9. その他スキーム固有要求事項	15
附属書 認定範囲表記例	16

「認定の基準」についての分野別指針
－GAP 及び GAP 運用農場で生産された農産物－
－ ASIAGAP －

0. 序文

本文書は、Good Agricultural Practice(以下、GAP という)及び GAP の運用により生産された農産物を認証する、JIS Q 17065:2012(ISO/IEC 17065 IDT、以下「JIS Q 17065」という)で認定される製品認証機関に適用する指針である。

また本文書では GAP の運用により生産された農産物を認証する JIS Q 17065 で認定される製品認証機関に適用する一般的な指針に加え、一般財団法人日本 GAP 協会が運用する ASIAGAP スキーム(備考 1 参照)における製品認証機関に対する要求事項を採用している。

備考 1

日本 GAP 協会は 2006 年に設立され、JGAP 及び ASIAGAP の開発及び運営を行っている。ASIAGAP は日本及び東アジア・東南アジアの農場に向けて日本の生産環境を念頭に置いた農業生産工程管理の手法であり、農業生産者、農産物流通業者、研究者等により開発された GAP のスキームである。

URL: <http://jgap.jp/>

1. 適用範囲

1.1. 一般

本指針では、GAP 及び GAP により生産された農産物の認証を行う認証機関(以下、「GAP 認証機関」という)のうち、ASIAGAP スキームを運用する GAP 認証機関なお、に適用する。

1.2. 認証対象製品

GAP 及び GAP を運用する農場で生産された農産物で、GAP 認証書に記載された農産物であり、GAP 認証書に記載のある農産物取り扱い施設で取り扱われたものとする。農産物の内、対象となる製品は次のとおり。

備考：ASIAGAP スキームにおける「審査・認証」とは「認証」に同じである。

1.2.1. ASIAGAP スキーム

農産物は「青果物」・「穀物」・「茶」とする。また、団体認証も同様に「青果物」・「穀物」・「茶」とする。認証区分は「ASIAGAP 標準品目リスト」による。

1.3. 認証基準

GAP 認証機関が 1.2 項の製品を評価するための基準は以下のとおりである。

a) ASIAGAP スキーム

- ASIAGAP 総合規則 Ver.2.3 改定第 1 版
- ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準(青果物) Ver.2.3 改定第 1 版 [BI, BIII]
- ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準(穀物) Ver.2.3 改定第 1 版 [BII, BIII]
- ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準(茶) Ver.2.3 改定第 1 版 [BI, BIII]
- ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 Ver.2.3

※ []内のコードは Global Food Safety Initiative(GFSI) Benchmarking Category Code。GFSI は The Consumer Goods Forum において食品小売業、食品メーカー、食品サービス業、行政、食品学術機関等が協力し、フードサプライチェーン全体の食品安全を向上させるための取組み。詳細は次の URL を参照。<http://www.mygfsi.com/jp/>

1.4. 認定範囲

附属書に認定範囲表記の例を示す。

2. 引用文書

この項に掲げる文書のうちで、西暦年または版数を付記してあるものは、記載の年の版または記載の版数を適用し、その後の改定版(追補を含む)は適用しない。西暦年または版数の付記のない文書は、その最新版(追補を含む)を適用する。本協会の文書の最新版は、本協会ウェブサイト (www.jab.or.jp) で閲覧及びダウンロード可能である。

- ASIAGAP 総合規則 Ver.2.3 改定第 1 版
- ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準(青果物) Ver.2.3 改定第 1 版
- ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準(穀物) Ver.2.3 改定第 1 版
- ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準(茶) Ver.2.3 改定第 1 版
- ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 Ver.2.3
- ASIAGAP 審査プロセスにおける ICT 使用ガイドライン
- International Classification for Standards(ICS) (以下、ICS コードという)

備考 1 ICS コードは ISO から発行されており、ISO ウェブサイト(www.iso.org)で閲覧及びダウンロード可能である。

備考 2 a)~f)項の入手先は以下。
URL: <http://jgap.jp/>

3. 用語と定義

以後 JIS Q 17065 要求事項によるものには何も付さない。

ASIAGAP 要求事項には、それぞれ文頭に [AGAP]と付す。

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 3 項による。

4. 一般要求事項

4.1. 法的及び契約上の事項

4.1.1. 法的責任

JIS Q 17065 4.1.1 項による。

4.1.2. 認証の合意

JIS Q 17065 4.1.2 項による他、以下による。

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 8.1(3)項による。

4.1.3. ライセンス、認証書及び適合マークの使用

JIS Q 17065 4.1.3 項による他、以下による。

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 7.4(3) a)、10 項による。

4.2. 公平性のマネジメント

JIS Q 17065 4.2 項による他、以下による。

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 13.2(3)c)項による。

4.3. 債務及び財務

JIS Q 17065 4.3 項による他、以下による。

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 13.2(3)d)項による。

4.4. 非差別的条件

JIS Q 17065 4.4 項による。

4.5. 機密保持

JIS Q 17065 4.5 項による他、以下による。

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 9.1 (2)項、11.1.9(2)項による。

4.6. 情報の公開

JIS Q 17065 4.6 項による他、以下による。

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 8.5 項、13.3.2(1)項による。

5. 組織運営機構に関する要求事項

5.1. 組織構造及びトップマネジメント

JIS Q 17065 5.1 項による。

5.2. 公平性確保のメカニズム

JIS Q 17065 5.2 項による。

6. 資源に関する要求事項

6.1. 認証機関の要員

6.1.1. 一般

JIS Q 17065 6.1 項による他、以下による。

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 13.2(6)、(7)、(9)項による。

6.1.2. 認証プロセスに関与する要員の力量のマネジメント

JIS Q 17065 6.1.2 項による他、以下による。

6.1.2.1. 技術責任者／スキーム・マネジャーの任命

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 13.2(3)f)項による。

6.1.2.2. 評価要員の力量基準

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 11.1～11.3 項による。審査員のカテゴリーは ASIAGAP 総合規則 13.2(6)項による。また、審査員の行動システムは ASIAGAP 総合規則 13.2(9)項による。

6.1.2.3. スキームオーナー登録評価要員の使用

[AGAP]

認証機関は ASIAGAP 総合規則 13.2(5)の審査員の確認を行い、ASIAGAP 総合規則 8.1(5)項に従い審査に使用する。

6.1.2.4. レビューアー及び認証決定者の力量基準

[AGAP]

評価結果のレビューアーは、評価活動の結果の適切性、十分さ及び有効性の検証を行うために、評価の項目、合否基準、評価の方法に関する知識を有していることが望ましい。

認証の決定者は、レビュー結果の妥当性を判断し、認証の決定を行うために、認証基準、認証スキーム、適合性評価制度に関する知識を有していることが望ましい。

なお、評価結果のレビューアーと認証の決定者は兼ねることができる。

レビューアーの力量は ASIAGAP 総合規則 13.2(3)e)項による。

6.1.2.5. 評価要員の研修

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 13.3.2(9)項により、年 1 回以上研修を行わなければならない。

また、上級審査員、審査員対象の研修は ASIAGAP 総合規則 11.1.5(1)、(3)項による。

その他 ASIAGAP 総合規則 13.2(8)項による。

6.1.2.6. 評価要員の力量評価プログラム

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 13.2(7)項による。

6.1.2.7. 評価要員の登録簿

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 11.2 項による。

要員との契約

JIS Q 17065 6.1.3 項による他、以下による。

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 13.3.2(4)項による。

6.2. 評価のための資源

JIS Q 17065 6.2 項による。

6.2.1. 内部資源

JIS Q 17065 6.2.1 項による。

6.2.2. 外部資源（外部委託）

JIS Q 17065 6.2.2 項による。

7. プロセス要求事項

7.1. 一般

JIS Q 17065 7.1 項による他、以下による。

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 1 項による。また、移転してきた認証については ASIAGAP 総合規則 8.8(1)項による。

なお、ASIAGAP 総合規則 9.2(2)項により認証申請者が既に他機関から ASIAGAP 認証を取得している事実が判明した場合、認証範囲に関わらず認証してはならない。

7.2. 申請

JIS Q 17065 7.2 項による他、以下による。

7.2.1. 申請者のスキームオーナーへの登録

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 8.1 (6)項による。

7.2.2. 申請情報

[AGAP]

認証申請書の情報は ASIAGAP 総合規則 8.1(1)、(4)項による。

7.2.3. 申請・認証範囲

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 8.1(1)項による。

7.2.4. サンプルリング

7.2.4.1. 個別審査

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 8.2 項による。

7.2.4.2. 団体審査もしくはマルチサイト審査

[AGAP]

団体審査の場合、ASIAGAP 総合規則 8.2(5)項による。また、認証日の後に新たに団体内の農場を増やす場合は、ASIAGAP 総合規則 8.7.4 項による。

7.2.5. 認証範囲の拡大

[AGAP]

認証された農場・団体が認証範囲に品目を追加する場合は、ASIAGAP 総合規則 8.7.1 項による。

7.3. 申請のレビュー

JIS Q 17065 7.3 項による他、以下による。

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 8.1(3)項による。

7.4. 評価

JIS Q 17065 7.4 項による他、以下による。

7.4.1. 審査チーム編成

[AGAP]

ASIAGAP 認証の団体審査では ASIAGAP 総合規則 11.1(1)、(2)項に従い上級審査員を配置する。その他 ASIAGAP 総合規則 8.1 項(7)、11.1.1 項、11.1.9 項による。

また、ASIAGAP 総合規則 8.1(5)項に従い ASIAGAP 総合規則 11.1.10 項において登録が取り消された要員は審査員としてチームには加えない。

7.4.2. 審査

7.4.2.1. 一般

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 7.1 項による。また、ASIAGAP 総合規則 8.4(2)項により、認証判定の結果により再是正、再審査をすることができる。

7.4.2.2. 初回及び更新審査のタイミングと条件

[AGAP]

初回審査のタイミングと条件は ASIAGAP 総合規則 7.3 (1)、(4)項による。更新審査のタイミングと条件は ASIAGAP 総合規則 7.3 (3)、(4)項による。

7.4.2.3. 適合性の評価

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 7.2 項により、農場または団体の 6.2 項の順守状況进行评估する。

なお、ASIAGAP 認証に要求を追加した他の評価を同時に実施する場合は、ASIAGAP 総合規則 13.3.1 項による。

7.4.2.4. 審査工数

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 7.1(3)項による。

7.4.2.5. 評価報告書

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 8.3(1)、(3)項による。また、ASIAGAP 総合規則 8.3(8)項により、審査報告書の情報は日本 GAP 協会及び GFSI に提出可能にしておく。

7.4.2.6. 生産工程の外部委託の評価

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 6.2(4)項による。

7.4.2.7. 認証対象品目以外の品目に関する資材・機械設備等の取扱い

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 8.3(2)項による。

7.4.2.8. 団体審査の報告

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 8.3(4)項による。

7.4.2.9. オブザーバの扱い

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 8.3(5)項により、農場・団体事務局側のオブザーバには許可なしに発言させてはならない。

7.4.2.10. 不適合・追跡調査

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 8.3(2)、(3)、(6)、(7)項による。

是正の検証に ICT を用いる場合は、「ASIAGAP 審査プロセスでの ICT 使用ガイドライン」に従うこと。

7.4.2.11. 他スキーム差分審査を追加する場合

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 15 項に従い、他スキームの審査時に ASIAGAP 認証基準に「ASIAGAP と他の GAP との差分に関する文書」を活用して追加で審査できる。

なお、当該他スキームは ASIAGAP 総合規則 15.2(1)、(2)、(3)項の条件を満たしていなければならない。

7.4.2.12. JGAP／ASIAGAP 同時認証

JGAP 総合規則 農産 2022 による。

7.5. 評価結果のレビュー

JIS Q 17065 7.5 項による他、以下による。

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 8.4(1)、13.2(3)e)項による。

7.6. 認証の決定

JIS Q 17065 7.6 項による他、以下による。

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 8.4(3)項により、認証判定しなければならない。

また、ASIAGAP 総合規則 8.4(1)項により認証の判定は審査を実施した機関でなければならない。

7.6.1. 認証決定の要員

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 8.4(1)項による。

7.6.2. 認証地位継承の禁止

[AGAP]

JGAP 技術レター2012年2月号による。

7.7. 認証文書

JIS Q 17065 7.7 項による他、以下による。

7.7.1. ICS コードの特定

<農産物>

認証が授与される製品：以下の ICS コードを特定する。認証機関は認証区分を適切な ICS コードと関係づけることが望ましい。

- 07.100.30 食品微生物学 (Food microbiology)
- 11.120.10 薬剤 ※処方及び薬草を含む (Medicaments *Including medical prescriptions and medical herbs)
- 67.060 穀類、豆類及び関連製品 ※麦粒、トウモロコシ粒、小麦粉、パン類等含む (Cereals, pulses and derived products Including grains, corn, flours, baked products, etc.)
- 67.080.10 果実及び関連製品 ※木の実含む (Fruits and derived products *Including nuts)
- 67.080.20 野菜及び関連製品 ※濃縮トマト、ケチャップ含む (Vegetables and derived products *Including tomato concentrates, ketchup, etc.)
- 67.140 茶、コーヒー、ココア (Tea, Coffee, Cocoa)
- 67.220.10 香辛料及び調味料 (Spices and condiments)

7.7.2. 有効期間・認証サイクル・認証文書の情報

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 7.3 項、7.4 項による。

7.8. 認証された製品の登録簿

JIS Q 17065 7.8 項による他、以下による。

7.8.1. スキームオーナーへの登録

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 8.5 項による。

7.9. サーベイランス

JIS Q 17065 7.9 項による他、以下による。

7.9.1. サーベイランスのタイミングと条件

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 7.3(2)、(4)項による。

7.9.2. 受審準備を与えない審査

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 8.9 項による。

7.9.3. 無通知審査

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 8.10 項による。

7.10. 認証に影響を与える変更

JIS Q 17065 7.10 項による他、以下による。

7.10.1. 農産物取扱い施設の変更

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 9.2(3)項により農場・団体が農産物取扱い施設の変更について申請を行った場合、増設は ASIAGAP 総合規則 8.7.3 項による。

施設の撤去等その他の変更については、その変更内容を判断し、程度により調査する。調査の結果、認証の維持・縮小・取消について判断する。

7.10.2. 団体内の農場の加入・追加・脱退

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 9.2(3)項により団体が所属する農場の追加・脱退を申請した場合、追加については ASIAGAP 総合規則 8.7.4 項による。脱退の場合、その内容を判断し、程度により調査する。調査の結果、認証の維持・縮小・取消について判断する。

7.10.3. 圃場の追加

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 8.7.2 項により圃場が追加されても認証に影響を与えない。

7.10.4. その他の変更

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 8.7.5 項による。

7.11. 認証の終了、範囲の縮小、一時停止又は取消し

JIS Q 17065 7.11 項による他、以下による。

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 9.2 項、9.3 項による。

7.12. 記録

JIS Q 17065 7.12 項による。

7.13. 苦情及び異議申立て

JIS Q 17065 7.13 項による他、以下による。

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 13.3.2(1)(e)項、16.1 項による。

8. マネジメントシステム要求事項

JIS Q 17065 8 項による他、以下による。

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 13.2(3)a)項による。

9. その他スキーム固有要求事項

[AGAP]

ASIAGAP 総合規則 8.6 (1)、(2)項、13.2(2)項、13.3.1 項、13.3.2(2)、(3)、(5)項による。

附則 第1版は2023年01月01日から適用する。

附属書 GAP 及び GAP 運用農場で生産された農産物認定サブスキームの認定範囲表記例

1. ASIAGAPの認定範囲表記例 ※ すべての認定範囲分類を含む場合

< 和文表記 >

<p>認定範囲</p>	<p>認定サブスキーム：GAP 及び GAP 運用農場で生産された農産物</p> <p>製品認証スキーム名称：ASIAGAP</p> <p>認定分野（製品分類）：ASIAGAP スキーム 青果物 穀物 茶 団体認証（青果物、穀物、茶）</p> <p>適用基準（固有）：ASIGAGAP 総合規則 Ver.2.3 改定第 1 版</p> <p>認証規格：ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準（青果物） Ver.2.3 改定第 1 版 [BI, BIII] ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準（穀物） Ver.2.3 改定第 1 版 [BII, BIII] ASIAGAP 農場用 管理点と適合基準（茶） Ver.2.3 改定第 1 版 [BI, BIII] ASIAGAP 団体事務局用 管理点と適合基準 Ver.2.3</p> <p>製品カテゴリ：ICS コード 07.100.30 食品微生物学 11.120.10 薬剤 67.060 穀類、豆類及び関連製品 67.080.10 果実及び関連製品 67.080.20 野菜及び関連製品 67.140 茶、コーヒー、ココア 67.220.10 香辛料及び調味料</p>
-------------	--

< 英文表記 >

Scope of Accreditation	<p>Accreditation sub-scheme: GAP and agricultural products produced by farms operating GAP</p> <p>Name of product certification scheme: ASIAGAP</p> <p>Field of accreditation (Product classification): ASIAGAP Scheme</p> <p>Fruits and Vegetable Grains Tea Group Certification (Fruits and Vegetables, Grains, Tea)</p> <p>Applicable accreditation criteria specific to the following certification: ASIGAGAP General Regulations Ver.2.3 Revised Version (1)</p> <p>Certification standard(s): ASIAGAP Control Points and Compliance Criteria, Fruits and Vegetables Ver.2.3 Revised Version (1) [BI, BIII] ASIAGAP Control Points and Compliance Criteria, Grains Ver.2.3 Revised Version (1) [BII, BIII] ASIAGAP Control Points and Compliance Criteria, Tea Ver.2.3 Revised Version (1) [BI, BIII] ASIAGAP Control Points and Compliance Criteria, Group Certification Ver.2.3</p> <p>Product/process/service category(ies): ICS Code(s)</p> <table data-bbox="722 1547 1362 1839"> <tr> <td>07.100.30</td> <td>Food microbiology</td> </tr> <tr> <td>11.120.10</td> <td>Medicaments</td> </tr> <tr> <td>67.060</td> <td>Cereals, pulses and derived products</td> </tr> <tr> <td>67.080.10</td> <td>Fruits and derived products</td> </tr> <tr> <td>67.080.20</td> <td>Vegetables and derived products</td> </tr> <tr> <td>67.140</td> <td>Tea, Coffee, Cocoa</td> </tr> <tr> <td>67.220.10</td> <td>Spices and condiments</td> </tr> </table>	07.100.30	Food microbiology	11.120.10	Medicaments	67.060	Cereals, pulses and derived products	67.080.10	Fruits and derived products	67.080.20	Vegetables and derived products	67.140	Tea, Coffee, Cocoa	67.220.10	Spices and condiments
07.100.30	Food microbiology														
11.120.10	Medicaments														
67.060	Cereals, pulses and derived products														
67.080.10	Fruits and derived products														
67.080.20	Vegetables and derived products														
67.140	Tea, Coffee, Cocoa														
67.220.10	Spices and condiments														

(最終ページ)

公益財団法人日本適合性認定協会
〒108-0014 東京都港区芝 4 丁目 2 番 3 号
NMF 芝ビル 2F
Tel.03-6823-5700 Fax.03-5439-9586

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします。